

全国市長会の

動き

11月21日～12月27日

全国市長会ホームページURL

<http://www.mayors.or.jp/>

#1 子ども・子育て新システムの基本制度 ワーキングチームが開催され、本会から清原・三鷹市長が出席

11月24日、子ども・子育て新システム検討会議「基本制度ワーキングチーム(第16回)」が開催され、本会から委員として、清原・三鷹市長が出席し、意見交換を行った。

清原・三鷹市長は、本会の決議等を踏まえ、「子ども・子育て新システムに関する意見」を提出するとともに、①費用負担の在り方について、国は、社会保障・税一体改革において恒久財源を確保し、自助、共助、公助のバランスのとれた社会保障制度と財政健全化の実現を第一義的に担うべきであること、②地方の費用負担について、新システムにおけるサービス提供の重責を市町村が全うするには確実な財源の裏付けが必要であること、また、全国一律の子どもに対する手当については全額国庫負担とし、子ども・子育て包括交付金(仮称)の対象から除外すべきであること、さらに、現物給付であることも園給付(仮称)や地域型保育給付(仮称)は義務的経費の性格を持つため、裁量型の市町村事業と併せて子ども・子育て包括交付金(仮称)が充てられる場合、十分な財源が確保されなければ、こども園給付(仮称)や地域型保育給付(仮称)に財政措

置が偏る危険性があることから、改めて市町村事業の柔軟性を重視する必要があること、③利用者負担について、現行の保育制度の利用者負担水準を基本とし、応能負担とすることは妥当であると考え、また、利用者負担の設定について、標準時間利用の子どもと長時間利用の子どもがいることを勘案して、バランスのとれた整理をすべきであること等の発言をした。



清原・三鷹市長(左)

の発言があった。

次いで、小宮山厚生労働大臣から、厚生労働省提出資料の説明と合わせ、「マニフェストでは全額国庫負担としていたが、地方に負担をお願いすることになったこと、また、今回の地方六団体に文書でたたき台を示したやり方についてお詫びする。平成24年度以降の子どもに対する手当は8月4日の三党合意を踏まえて協議するが、地方とも十分協議をしたい。本日改めて提案するが、政府として、年少扶養控除等の見直しに伴う地方の増収分を充当することで負担を見直し、国1・地方2の割合から国・地方を1・1とすることとした。本日の協議の場を含め丁寧に議論したい」との発言があった。

地方側からは、「子どもに対する手当について」を提出するとともに、「子どもに対する手当については、基本的なところで意見や考え方が食い違っている。2・1(地方・国)を1・1にするというのは地方を逆なでするもので、「1・1」と言って、5000億円も更に地方の負担を乗せて、何の裁量もないものに全部充てるといふ話を認めてしまつたら、「中央集権」「地方隷属」以外の何ものでもなくなってしまう。交付税額がそれほど増えない中で、裁量の余地のないものがどんどん増えていくというのは、大変無茶な話であり、誠意を見せていただけないことには議論

することも出来ない状況になっているのが、地方六団体の共通の認識であり、政府は是非汗をかいて再提案していただきたい」等を発言した。

森会長からは、「子育て支援の政策は国と地方がパートナーとして協力してやるものであり、現金給付だけを取り上げ、地方が実施する地方単独事業を十分評価せずに一方的に地方負担を求めるのは、遺憾と言わざるを得ない。本会は、先日、これに対する決議をしており、子どもに対する手当は、全国一律の現金給付であり、支給に伴う事務費及び人件費、所得制限導入に伴う所得制限世帯に対する税財政上の措置を含め全額国庫負担とすべきである。また、年少扶養控除等の見直しに伴う地方増収分については、地方固有の一般財源であり、これを子ども手当に充てるとすることは地方分権に逆行する。地方財政全体をみると、来年度、固定資産税が5000億円もの大幅な減収が見込まれ、車体課税廃止の議論もされている。このような、減収の議論はせず、増収だけを子ども手当にと言われども、良いと言えぬ訳がない。厚生労働省には全体を見てもらいたい等を発言した。

最後に、藤村官房長官からは、「今後も協議を続けて何とかいい決着にしていきたい」との発言があった。

【企画調整室】

保を図りつつ総合的にマネジメントすることにより、必要なサービスを不足なく提供する重い責務があること、②新システムの運用に当たって、都道府県と市町村の連携が大切であり、その仕組みについても検討する必要があること、③公的契約による行政の関与について、市町村が地域の実情に応じた条件を追加できるようにすることなども検討すべきであること等について発言をした。

【社会文教部】

#2 国と地方の協議の場(第2回臨時会合)を開催し、森会長が出席

11月29日、国と地方の協議の場(第2回臨時会合)が開催され、本会からは森会長が出席し、「子どもに対する手当」について協議を行った。冒頭、野田総理大臣からは、「国と地方の間の様々な重要課題については、法律で定められた国と地方の協議の場などを活用しながら、地方の意見をしっかりと聴き、政府として対応を決めていきたい。今日の議題である子どもに対する手当については、8月4日の三党合意の中で、国と地方の協議の場を活用して議論するとされていることを踏まえ、本日、協議の場を開かせていただいたことで、積極的な意見や提言をお願いしたい」と

#3 国と地方の協議の場「社会保障・税一体改革分科会(第2回)」を開催し、副会長の母袋・上田市長が出席

12月8日、「国と地方の協議の場」の「社会保障・税一体改革分科会(第2回)」が開催され、本会を代表して副会長の母袋・上田市長が出席し、第1回分科会に引き続き、「社会保障関係の地方単独事業に関する調査結果」について協議を行った。

はじめに、藤村官房長官から、「国・地方を通じた社会保障・税一体改革の円滑、着実な推進を図る観点から、この分科会で真摯に議論を行うことは大切であると改めて認識している。皆さんと相談をしながら、地方からも応援をいただきたい」との発言があった。

次いで、藤田厚生労働大臣政務官からは、「厚生労働省資料を踏まえながら、国・地方を通じた社会保障給付費に係る安定財源確保を厚労省としても強く望んでいるので、今後とも地方の意見を伺いながら前向きに議論したい」との発言があった。

地方側からは、「前回の会議(第1回分科会)で問題があると指摘し、その結果、非公開とされた厚生労働省資料が、今回、再び出されたが、これでは国を信頼できないし、話し合いをする意味がない。地方が実施している社会保障事業には、なんとか生活保護を受けず

廃止するが、経過的措置として、平成25年度までは、負担水準90%以上の住宅用地を対象に据置特例を存置することとなっている。さらに、住民自治の確立に向けた地方税制度改革として、地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする

「地域決定型地方税制特例措置(通称・わがまち特例)」を導入することとされた。平成24年度税制改正においては、固定資産税の課税標準の特例措置2件について、地方自治体が課税標準の軽減の程度を法律で定める上限・下限の範囲内において条例で決定できるようにすることとなっている。

【財政部】

#5 国と地方の協議の場「社会保障・税一体改革分科会(第3回)」を開催し、副会長の母袋・上田市長が出席

12月12日、「国と地方の協議の場」の「社会保障・税一体改革分科会(第3回)」が開催され、本会を代表して副会長の母袋・上田市長が出席し、前回に引き続き、「社会保障関係の地方単独事業に関する調査結果」について協議を行った。

はじめに、藤村官房長官から、「社会保障・



母袋・上田市長(右から2人目)

に頑張っている方々への準要保護児童生徒援助・給食援助、へき地医療や救急医療を支えるための公立病院等の保険収入外の繰入れがあり、保健所、保健センター、保育所などはマンパワーがあつてこそサービスが成り立つ、社会保障の在り方は、経費に限定せず住民の視点でその在り方や財源について地方と十分議論すべきである」等を主張した。

母袋・上田市長からは、市が実施している事例を踏まえながら、保育料の多子世帯への負担軽減、保育士の配置基準を保護者のニーズや障害児等に対応するための加配、住民からの要望に応じて実施している乳幼児の医療費助成、低所得者・高齢者を多く抱える国保

税一体改革をまとめていかなければ、国と地方の消費税の配分の議論が進まない。本日は可能な限り議論の整理を行っていききたい」との挨拶があった。

次いで、大串内閣府大臣政務官から、4府省提出の「地方単独事業の総合的な整理についての論点」についての説明があった。その中で、総務省が公表した地方単独事業の調査結果では、「医療」「介護・高齢者福祉」「子ども・子育て」に該当する事業として5・1兆円程度だったが、厚生労働省の分析では、「医療」「介護」「子ども・子育て」に該当する事業は総額で3・8兆円程度であったことなどの説明があった。

地方側からは、①社会保障4分野に限らず、雇用、貧困格差対策等を含め6・2兆円を対象とすべきである。したがって、養護老人ホーム措置費、介護予防、幼稚園なども対象とすべきであること、②保健師、保育士等の人件費等は「官の肥大化」に当たらないので、対象とすべきであること、③そもそもこれらのマンパワーが提供するサービスは「給付」そのものであり、血のにじむ行革努力をしている地方には当てはまらないこと、④国保繰入は国民皆保険制度を支え、公立病院繰入は公営企業法に基づき、へき地医療や救急医療をカバーしているものであり、乳幼児医療等も含め、全国的に「制度として確立」して

への一般会計からの繰入れ等の実態等について意見を述べ、地方の単独事業の必要性、重要性等についての正しい評価を求めた。

【企画調整室】

#4 平成24年度税制改正大綱が閣議決定

12月10日に平成24年度税制改正大綱が閣議決定された。主な改正事項は、車体課税については、①自動車重量税の当分の間の税率について、燃費基準達成率は全て本則税率化するなど1500億円規模の負担軽減を実施すること、②自動車重量税及び自動車取得税に係る「エコカー減税」について、燃費基準を切り替えた上、3年間継続するとともに、自動車重量税については、特に環境性能に優れた自動車に対する軽減措置を拡充し、一方、自動車取得税については、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化を図ることとなっている。

また、固定資産税については、住宅用地の負担調整措置に係る据置特例を平成26年度に定めることとしている。⑤これら単独事業は今後ますます増大が見込まれるものであり、これらを持続的に運営するための安定財源としての消費税収を要求しているものであること等を主張した。

母袋・上田市長からは、①形式的基準によるのではなく、各事業の果たしている役割に着目して検討すべきであること、②人生のライフサイクル全体を通じてシームレスなセーフティネットを構築している地方単独事業の意義を認めるべきであること、③発達障害児などに対してきめ細かな対応をするためには少子化対策として不可欠であること等を主張した。

最後に、藤村官房長官から、「納税者の理解を得られなければ増税はできない。最終的には政治家同士の議論が重要であり、引き続き協議を進め結論を出していきたい」との発言があった。

【企画調整室】

#6 「生活保護制度に関する国と地方の協議」の第2回合会が開催され、岡崎・高知市長、阿部・川崎市長が出席

12月12日に第2回「生活保護制度に関する



岡崎・高知市長(右)



阿部・川崎市長(左)

#7 国と地方の協議の場(第3回)を開催し、森会長が出席

12月15日、「国と地方の協議の場(第3回)」が開催され、本会を代表して森会長が出席し、地方財政対策、社会保障と税の一体改革、「子どもに対する手当」などについて協議を行った。

はじめに、野田総理大臣から、「法制化された協議の場は、本日が臨時会合も含め5回目、そして3回の分科会を開催しており改めて重要な場であると認識している。本日は議題が3つあり、皆さまからの数多くの意見によって実りある会議になることを期待する」との挨拶があった。

協議に入り、まず、明年度地方財政対策について、地方側からは、提出している「平成24年度地方財政対策等について」に基づいて、「東日本震災、歴史的な円高で地方は厳しい状況。かつて、地方交付税が大幅に削減されたため、そして高齢化による社会保障の経費が増嵩する中で地方が対応できるよう財源措置が必要である。また、震災復興のための地方交付税は、別枠として確保し、被災地を勇気づけてほしい」等を発言した。

森会長からは、「我々は、様々な行政サービスを生民の声を聞いて進めている。そのこ

とからも地方交付税総額を増額して、交付税の持つ財政調整・財政保障の機能を強化してもらいたい。また、恒常的な地方交付税の財源不足は、臨時財政対策債ではなく地方交付税の法定率の引き上げで対応してもらいたい」等を発言した。

次に、社会保障・税の一体改革について、これまで3回開催された「社会保障・税一体改革分科会」の議論経過を資料に基づいて川端総務大臣から報告があり、また、子どもに対する手当について、小宮山厚生労働大臣から、「11月29日の国と地方の協議の場で、もっと汗をかかなくてはならない」との発言があった。

「企画調整室」

#8 「民主党社会保障と税の一体改革調査会・税制調査会合同総会」が開催され、副会長の大西・高松市長が出席

12月15日、「民主党社会保障と税の一体改革調査会・税制調査会合同総会」が開催され、本会を代表して副会長の大西・高松市長が出席し、社会保障と税の一体改革について、都市自治体の立場から意見を述べるとともに、出席議員と意見交換を行った。

大西・高松市長からは、①国民健康保険制度については、基準外繰入れを相当しなければならぬ状態であり、持続可能な制度にするためには国が財政基盤の拡充強化を行った上で、全ての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、少なくとも都道府県単位化を図る必要があること、②介護保険制度については、第5期事業計画において保険料が5000円を超えると見込まれており、低所

国と地方の協議」が開催され、本会から岡崎・高知市長、阿部・川崎市長が出席した。同協議は、厚生労働省政務三役、知事、市長並びに町長で構成され、この日は、本年5月の初会合において確認された当面取り組むべき事項について、8回にわたる事務レベル会合での議論を踏まえ、協議を行った。

協議の結果、①生活保護受給者に対する自立・就労支援及び第2のセーフティネットとの関係整理、②医療扶助や住宅扶助等の適正化、③生活保護費の適正支給の確保、④実施機関の事務負担軽減、⑤その他として費用

とからも地方交付税総額を増額して、交付税の持つ財政調整・財政保障の機能を強化してもらいたい。また、恒常的な地方交付税の財源不足は、臨時財政対策債ではなく地方交付税の法定率の引き上げで対応してもらいたい」等を発言した。



大西・高松市長(中央)

において果たしている役割を踏まえ、地方単独事業を含めて社会保障サービスを持続的に提供できるよう、安定財源を確保する必要があること等について発言をした。

【社会文教部】

#9 第30次地方制度調査会が「地方自治法

改正案に関する意見」を決定、

野田総理大臣に提出

12月15日、「第30次地方制度調査会第2回総会」が開催され、総務省が第177回国会提出に向けて検討してきた地方自治法改正案のうち、地方六団体との間で特に議論となっている事項について、「地方自治法改正案に関する意見」として取りまとめ、同日、野田総理大臣に提出した。

同意見では、①地方議会の会期を、現行の定例会と臨時会によって構成された議会運営の方式に加え、通年を会期とするを選択できることについて制度化を図るべき、また、長等の議会への出席義務については、定例日・議案審議日に限定することとしているが、一定の手続きを経た場合にも出席義務を免除することができるようにすべき、②長が行った専決処分を議会が不承認とした場合、長に補正予算や条例改正案の提出、予算の未

得者に対して配慮し、持続可能な制度とする必要があること、③子どもに対する手当制度については、国・地方の負担割合が1…1の案が唐突に提示されたことは心外であり、公約の通り、国の責任において全額国庫負担で実施するべきであること、④子ども・子育て新システムについては、現金給付である子どもに対する手当を子ども・子育て包括交付金から除外し、地方の裁量が効く弾力的な交付金にするべきであること、⑤生活保護制度については、就労自立支援策を速やかに実行する必要があること、⑥社会保障と税の一体改革に当たっては、都市自治体が社会保障制度

る旨の意見を提出している。なお、今後においては、1月に総会を開催し、①大都市制度の在り方、②地方議会と住民自治の在り方、③東日本大震災を踏まえた基礎自治体の在り方の3つの諮問事項について、審議の進め方を審議するとしている。

【行政部】

#10 国と地方の協議の場(第3回臨時会合)を開催し、森会長が出席

12月20日、「国と地方の協議の場(第3回臨時会合)」が開催され、本会を代表して森会長が出席し、「子どもに対する手当」について協議を行った。はじめに、藤村官房長官から、「15日の国と地方の協議の場では、具体的な議論を行っていないので、本日、地方側からの意見等をさらに踏まえ、協議をしていきたい」との挨拶があった。

次いで、厚生労働大臣から、子どもに対する手当について配布資料「地方増収分(使途未定分)の取り扱い」(別紙)に基づいて説明を行った。協議に入り、地方からは、「厚生労働省の提案については、国と地方の協議の場で地方意見を聞き、政府が汗をかいていた結果と評価するが、次の三点が満たされることが前提である。①この提案を踏まえれ

ば24年度の地方交付税の減少があること、②25年度以降に発生する増収分は、地方に裁量のある子育て分野の現物給付に活用し、子ども手当に充てないこと、③国民健康保険都道府県調整交付金については、現在、国民健康保険制度の基盤強化について国と地方で協議中であるので、今回の決定がそれを縛るものではないこと」等を発言した。

森会長からは、「地方の裁量がない子ども手当は国が行い、サービスは地方が行うとの主張は、民主党が主張する地域主権の根幹をなすもの。今回は時間がなく子ども手当に関する議論が負担割合の議論に終始してしまっただことは残念。地方の自由度を高めダイナミックな政策立案を可能とするため地方交付税の増額が必要。社会保障と税の一体改革の議論の中で、国と地方の役割について議論を深め、地方消費税をしっかりと確保すること」等を発言した。

川端総務大臣からは、地方側の発言を受けて、「地方交付税の総額確保に向けて全力を挙げる。25年度以降に発生する地方の増収分により、国・地方負担割合を変えたり、給付に使うことは考えていない。地方単独事業については、国と地方の役割分担を踏まえつつ一体改革の中で議論していきたい」等の発言

執行部分の停止、議会や住民に対して専決処分の考え方について説明責任を果たす観点から必要な対応を行う等、一定の措置を義務付けることについて制度化を図るべき、③解散・解職の請求に必要な署名収集要件について、都道府県や政令指定都市等一定規模以上の有権者数を有する地方公共団体において、有権者数や住民の投票数の実態等も踏まえて署名数要件を見直すべき、また、政令指定都市の署名収集期間について都道府県と同様に2ヶ月に延長すべき、④地方税の賦課徴収等を条例の制定・改廃の請求対象とすることにについては、対象とする地方税の内容、署名数要件の在り方等について更に検討を加えた上で制度化を図るべき、また、制度化の時期については、今後の経済状況の推移や改革の実施状況等を十分見極めて検討することが必要、⑤大規模な公の施設の設置等に係る拘束的住民投票制度については、住民投票を実施する場合の対象の在り方や要件等について更に詰めるべき論点があることから引き続き検討すべき、⑥一部事務組合等からの脱退について、脱退の予告を行うことで一定期間経過後に脱退を可能とする仕組みを導入すべきとしている。

また、委員の森会長は、同総会に対して、同意見(案)は本会のこれまでの意見を踏まえたものであることから、異議のないものである。

があった。最後に、藤村官房長官から「厚生労働省の提案について地方側の理解を得たと政府は認め、予算編成作業を進める。今後とも国と地方の協議の場が充実したものとなるよう理解と協力を願いたい」との発言があった。

また、協議終了後、野田総理大臣が出席し、「地域主権を進めるにあたっては、この協議の場において地方自治に影響を及ぼす国の政策に対して地方の意見をいただき、成案を得る努力を重ねることが大切であり、この方針を貫く」との発言があった。

【企画調整室】

#11 平成24年度地方財政への対応に関する閣僚折衝の決着を受け、森会長ほか地方六団体会長が共同声明を発表

12月22日、平成24年度地方財政への対応(地方財政対策)に関する閣僚折衝が決着したことを受け、森会長ほか地方六団体会長は「平成24年度地方財政への対応についての共同声明」を発表した。

声明では、①地方交付税が前年度比0.1兆円増額の17.5兆円が確保されるとともに、地方の一般財源総額が、平成23年度と同水準となる59.6兆円を確保されたことは、子

どものための手当等の取扱いを含め、社会保障関係費の財源措置について精査が必要なもの、極めて厳しい状況の中、地方に配慮した地方財政対策が実現されたことは評価するものであること、②わが国は東日本大震災、歴史的な円高による経済力の低下など難局に直面しており、国と地方が緊密に連携して、東日本大震災からの復旧・復興はもとより、地域経済活性化・雇用対策、防災・減災事業に最大限の努力を傾注しなければならぬこと、③社会保障・税一体改革に当たっては、地方が社会保障分野において担っている役割を踏まえ、地方単独事業を含めて社会保障サービスを持続的に提供できるよう、地方消費税の引上げなどにより偏在性の小さい安定的な財源を確保すべきであることを表明した。

なお、平成24年度地方財政については、①地方財政計画の規模は、前年度比6400億円程度減の81兆8700億円程度、②地方一般財源総額は、前年度比1251億円増の59兆6241億円、③地方交付税については、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用などにより、前年度比811億円増の17兆4545億円、④平成24年度における財源不足は、前年度比5606億円減の13兆6846億円となり、うち7兆6722億円については、国と地方

び国の支援が各団体にいきわたるようお願いすること等を発言した。

〔行政部〕

#14 国と地方の協議の場(第4回臨時会合)・社会保障・税一体改革分科会(第4回)の合同会議を開催し、森会長が出席

12月26日、国と地方の協議の場(第4回臨時会合)、社会保障・税一体改革分科会(第4回)の合同会議が開催され、本会を代表して森会長が出席し、社会保障と税の一体改革について協議を行った。

冒頭、藤村官房長官から、「第3回の国と地方の協議の場で、政府与党の議論と並行して地方の皆さんと議論していくと申し上げた。一体改革の取りまとめは大詰めにかけているので、本日の会議では、皆さん方から意見をいただき、実りあるものとなることを期待する」との発言があった。

次いで、小宮山厚生労働大臣から、社会保障関係の地方単独事業の厚生労働省による分析結果について、そして川端総務大臣から、地方単独事業の総合的整理の基本的考え方について、黄川田総務副大臣から、地方消費税の論点について、それぞれ資料に基づいて説明があった。

の折半ルールに基づき補てん、⑤東日本大震災の復旧・復興事業、緊急防災・減災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保すること等とされた。

〔財政部〕

#12 政策推進委員会を開催

12月24日、「政策推進委員会」を開催。森会長あいさつの後、総務省から平成24年度地方財政対策及び地方税制改正案等について説明を聴取した。

その後、平成24年度政府予算案、社会保障・税一体改革、子ども手当等について意見交換を行った。

〔企画調整室〕

#13 平野復興担当大臣から森会長に対し、被災市町村への職員派遣及びがれきの受入れについて協力を要請

12月26日、平野東日本大震災復興対策担当・内閣府特命担当大臣(防災)が来会の上、森会長に面会し、今後、被災市町村では、復旧・復興に係る予算の執行においてマンパ



森会長(右から2人目)

協議に入り、地方側からは、まず「大詰め」の場になっているにも拘らず、これまで政府から全く提案等が示されてこなかったことは、誠に遺憾である。本日提出された厚生労働省の資料は、所得税法改正法附則第104条で消費税と地方消費税を書き分けているにも拘らず、まったく理解していないものとなっている。厚生労働省案では、障がい者対



平野復興担当大臣(左)と面会する森会長(右)(全国市長会 正副会長室にて)

策や高齢者対策などを切り捨て、地方のマンパワーを含んでいず、地方としてはこの案を了とすることは全くできない。社会保障は総合的に見なければならず、国と地方の役割分担を踏まえた社会保障と税の一体改革であるべきであり、再検討を求める。また、地方消費税は一定の偏在性があるので、財政力の弱い自治体に対しては地方交付税で一定の調整をする必要がある」等を発言した。

森会長からは、「地方単独事業を調査し一体改革の議論に乗せたことは評価するが、その本質を全く理解していない。国と地方はそれぞれに役割があり、相互に補完しながら一体的なサービスを提供している。これを踏まえて、国の制度と地方単独事業をどのように有機的に連携付けるかが重要なこと。地方が保健師や保育士などによるサービスを通じて社会保障を支えていることを官の肥大化とは住民は見ない。大局的な見地から、国の制度と地方単独事業との関連を見るべきである。地方単独事業は住民ニーズをとらえて先駆的に実施しているもので、国の政策をリードするものである」等を発言した。

最後に、藤村官房長官から、「私が議長となり、総務大臣を中心に財務省、厚生労働省と調整をし、29日に再度、国と地方の協議の場をお願いしたい」との発言があった。

〔企画調整室〕